

告示

埼玉県告示第百九十四号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
狭山市	令和三年度	地籍図三十一枚	狭山第五十六地区（入間川字井戸窪台・下平野、中央三丁目の各一部）	令和五年二月十三日